

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第57号

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第44条第7号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」を「準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」に改める。

(千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「イからクまで」を削る。

第14条第1項の表中

「

第44条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号	耐火建築物
----------	--------------	-------

	<p>の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）</p>	
--	--	--

を

「

<p>第 4 4 条 第 7 号ア</p>	<p>耐火建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築</p>	<p>建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物</p>
-----------------------	--	---

に

」

	物)	
--	----	--

」

改める。

(千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年千葉県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「イからクまで」を削る。

第20条第1項の表中

「

第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
	3階以上に設ける建物は	3階以上に設ける建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(以下この号において「耐火建築物」という。)であって
第44条第7号ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除	耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)(幼稚園にあつては、耐火建築物)

を

く。)

第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物又は幼稚園にあっては、耐火建築物）

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。